

(令和2年度)第1回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和2年8月3日(月)13時30分～15時30分
- 2 場 所 WEB会議にて開催
- 3 出席者 林座長、石田委員、小畑委員、神山委員、坂巻委員、平井委員、
 湊委員、細山委員、松原委員、吉富委員、
 日本商工会議所産業政策第一部宮澤副部長(山内委員代理)

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 大規模災害時の災害減免基準について
- (3) 個人住民税をめぐる最近の動向
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 令和2年度の第1回個人住民税検討会の開催にあたり、総務省市町村税課門前課長及び林座長から挨拶があった後、各委員から自己紹介が行われた。
- 議題「大規模災害時の災害減免基準について」に関して、総務省から説明が行われ、熊本市税制課荒木副課長から平成28年熊本地震に係る個人住民税の減免規定の整備について事例紹介が行われた後、意見交換が行われた。
- 議題「個人住民税をめぐる最近の動向」に関して、総務省から説明が行われた。

(以下、「大規模災害時の災害減免基準について」に関する主な意見等)

- 大規模災害時に災害減免について迅速な判断が行えるよう、罹災証明書を使うことについて通知に明記しておくという方向は妥当ではないか。大規模災害時には、税務担当ではない職員や他の自治体からの応援職員が減免の事務を行うことも想定され、統一的な仕組みをあらかじめ整えておくことが望ましい。
- どういう場合が大規模災害となるのか、分かりやすい基準が必要になる。
- 災害減免に関して、条例で罹災証明書を使えるようにしておくこと、「大規模な災害」とは何かについて客観的な判断基準を条例に書き込んでおくことは、いざ災害が起きたときに慌てなくて済むという意味でも、自治体の負担軽減と

いう意味でも良いと考える。

- 大規模災害時において、納税者の手続きを簡便にすることは望ましいが、通常の手続きとの振り分けについては検討を要する。
- 一定の大規模災害において、罹災証明書で被害を判断している団体もあるということについて、総務省が事例紹介を行い、具体的には各地方議会で考えて、条例でちゃんと書くということはひとつのやり方である。
- 国税の災害減税法と同様に、地方税でも、法律上、災害時の減免措置についてある程度明らかになっていた方が、納税者の予見可能性が高まるのではないか。その上で、災害によって、地方で独自に取り組まなければならない事については、条例で対応すればよいのではないか。
- 罹災証明書に基づいて減免等が決められるということについて異論は無い。
- 罹災証明書を活用するという方向で、きちんと通知を出して方向性を示すのが一番ではないか。
- 今回議論している個人住民税の災害減免は、前年の所得を基準として一旦納税義務が生じたが、翌年に災害が起きたため、その納税義務について減免するもの。一方で、所得税の災害減免は、災害が起きた年の納税義務について減免するもの。同じ「減免」という言葉を使っているが、意味が異なることに留意すべき。
- 大規模災害時に減免の判定を迅速・的確に行うことは非常に重要であり、通知をわかりやすい形で示すことは有効なことである。検討の時間がかかると思うが、減免について統一的な取扱いを進めることで、電子化によって、さらに迅速な判断ができることにも繋がっていくのではないか。
- 実際の相談事例を見ても、迅速な支援措置を届けるということが災害において重要であり、自治体が判断に迷わないためにも罹災証明書の活用はとても意味がある。熊本市の事例が全国に広がり、各自治体で準備がされれば、今後、多発する災害への備えになると感じている。
- 本市において住宅に被害があったときは、税務課の家屋担当が調査をした上で、市民税の減免申請があれば、同じ税務課の市民税担当が再度調査すること

になっている。罹災証明書が使えるようになれば、（そうした手間が減るので）良いと考える。

- 所得税は減免と雑損控除のどちらかの選択であるが、個人住民税は前年の所得について減免を受けた上で、さらに災害があった年分の所得について雑損控除で考慮することとなる。個人住民税が所得税と比べて減免されすぎることにはならないか。
- 個人住民税の減免について法律で定めることとなれば、（減免による減収について）国が補填をすべきという声が出てくることが予想される。

（以 上）